

みなみ



公益社団法人
広島南法人会
www.hojin.jp

132

2019.1.15

- ・ 新年のあいさつ
- ・ 第10回 税に関する絵はがきコンクール
- ・ 平成31年度 税制改正に関する提言(要約)

高齢社会の葬儀を考える

老老介護という言葉聞いたことがあると思いますが、昨今では老老葬儀というのもあります。故人が高齢の場合、その配偶者、子供も高齢です。故人が長期に病院、老人施設に入院、入居されていることも多く、その延長線上に葬儀が待ったなしに行われます。残された高齢の遺族は介護により心身共に疲弊している状態で葬儀することになり、気は張っておられますが、大変であることは傍目で見てもわかります。

次に墓のことですが、若い時は墓参りできたが、年をとると足腰が衰えて山の上にある墓にお参りできなくなったというような声を聞くことも少なくありません。そこで、お墓を便利なところに移すお墓の引越、将来のことを考えて合同墓、合同納骨堂に納骨するなどの新しい納骨方法も出ています。

次に、高齢で亡くなれるとそのお方の知り合いの方も高齢であったり、病気だったりして葬儀に参列することが難しく、参列者の少ない家族葬になる場合が多くあります。故人の配偶者、子供も高齢になることも少人数の葬儀になる要因の一つでもあります。この傾向は高齢社会が続く間は減ることはないでしょう。

以前のような地域共同で行う葬儀では近隣との付き合いが深まったり、新しく付き合いが始まったりすることもありましたが、現状では難しいでしょう。

最後に、高齢になると身内のサポートが必要になります。サポートする側も高齢となるので、いくら身内だからといっても人間ですから億劫になったりすることもあると思います。特に、超高齢のお方の葬儀をさせていただくと、ご本人も生きることが楽しく、執着もあり、そのお身内も少しでも長生きしてもらいたいと思っておられ、「相思相愛」の状態で長生きできると思います。

これから高齢社会が続く間、葬儀の形がどのように変化するかわかりませんが、ご本人、ご家族がその時代に応じた納得される葬儀をされることを望みます。

株式会社玉屋 児玉 賢司

表紙のことは



「初日の出」

黄金山の南側から海田湾を望む日の出です。
静寂の中に温かく穏やかな気持ちになる風景です。
平成31年は新元号となり、節目の年となります。
法人会は、本年も会員企業並びに地域の皆様のお役にたてる活動を続けてまいります。

>>>> 広島南法人会のホームページへアクセス！

広島南法人会

検索

謹賀新年 2019



国民の幸福度と 税率が正比例する為に

広島南法人会
大中 恒男会長



年頭に当たり謹んで新年のご挨拶を申し上げます。
昨年7月豪雨災害の直後、江田島・似島支部に対する青年部会・女性部会の支援活動には衷心より感謝しますと共に、被災された皆様方には心からお見舞いを申し上げます。

さて平成30年度事業の進捗を報告申し上げますと、公益事業関係では昨年12月初めに江田島市長・市議会議長への税制提言活動実施。税の啓発活動ではe-Taxやダイレクト納付、チェックシートの積極的活用の普及促進、税務に関する研修会や講演会の実施、青年部会の租税教室実施、女性部会の絵はがきコンクール活動、広報誌HPの発行などが行われています。

税の広報活動では、広報誌『みなみ』や『ほうじん』や『法人ひろしま』の発行配布が行われています。特に租税教育活動では青年部会が管内全小学校での開催に挑戦をしていますし、女性部会は管内小学校6年生を対象に税に関する絵はがきコンクールを実施して頂いており、共に有意義な事業となっております。

社会貢献活動では、青年部会・女性部会によるチャリティバザーや傘の貸出しや講演会、更に青年部会は被災支援を切欠に10月末江田島商工会青年部と共同し、江田島幹部候補生学校記念日に『税に関するバザー』を開催するなど有意義な事業を実施頂きました。

共益関係事業では、福利厚生事業として経営者大型保障制度・ビジネスガード・がん医療保険制度の推進・増やそう2万社ゴーゴーキャンペーン・集団検診・人間ドックの普及拡大に協力を頂いております。また組織の充実強化・支部活動の活性化推進に益するため、各支部の特性を生かした視察研修懇親会を予定されています。

平成31年己亥年、皆様の益々のご健勝と弥栄をお祈り申し上げますと共に、更なるご支援ご協力をお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

国民の信頼に応える 税務行政の推進

広島南税務署
豊 典秀署長



平成31年の年頭に当たり、公益社団法人広島南法人会の皆様方に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。会員の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、深いご理解と格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、豪雨や地震など自然災害に見舞われた年でありました。被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

貴会におかれましては、税知識の普及や納税意識の高揚を図るため、租税教室への講師派遣や絵はがきコンクールなどの租税教育活動に積極的に取り組まれるほか、軽減税率制度説明会等の各種説明会の開催、チャリティーバザーや清掃活動など地域に密着した公益活動にも積極的に取り組み、精力的に事業を展開されておられます。

このような各活動は、私ども税務行政に携わる者にとりまして、誠に心強いものであり、大中会長をはじめとする役員並びに会員の皆様方のご尽力、ご熱意に対して心から感謝を申し上げる次第です。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済取引のグローバル化、ICT化などに伴い、大きく変化しております。

こうした状況の中、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすためには、環境の変化に柔軟に対応し、行政の透明性の確保や納税者の利便性の向上に取り組むとともに、納税者の方々の理解と信頼を得て税務行政を進めていくことが重要であると考え、最善の努力を重ねていく所存です。

皆様方におかれましては、今後とも、税務行政の円滑な運営に、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新しい年が貴会の益々のご発展と会員企業のご繁栄の年となりますこと、また会員の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

第35回 法人会全国大会 鳥取大会

■ 実施日／平成30年10月11日
■ 場 所／とりぎん文化会館ほか
■ 出席者／3名

今年度法人会全国大会は鳥取市で全国から約1,600名が参加し盛大に行われ、当会からは、住田・塩本・松岡の三人が参加しました。

この大会は法人会がまとめた「法人会の税制改正に関する提言」を発表する場であるとともに、全国各地の法人会の代表が一堂に会し、相互に交流し研鑽を目的とし、より一層の連帯を深めることにあります。年1回の行事であります。開催側は大会会場、懇親会会場とその移動、閉会時間等、制約がある中、地方都市で開催するご苦労がよくわかります。

第1部が記念講演会で株式会社大山どり代表取締役島原道範氏による演題「大山どりの奇跡～35歳、どん底からの挑戦～」でありました。

第2部が式典で、国税庁長官をはじめ来賓の鳥取県平井伸治知事のユニークなご祝辞がありました。

全国法人会総連合小林栄三会長は次のように述べられました。

私たち法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、税制に関する建設的な提言や子供達への租税教育など、「税」を中心とした公益的な幅広い活動を全国的に展開しております。現在、わが国経済は、引き続き緩やかに拡大していますが、自律的で力強い好循環に入ったと言える段階に至っておりませんと述べられました。

しかしながら従来以上に企業経営と社会の健全な発展に貢献する活動を展開してまいりたいと思います。

副会長 松岡 與吉



第32回 法人会全国青年の集い 岐阜大会

■ 実施日／平成30年11月8日・9日
■ 場 所／長良川国際会議場ほか
■ 出席者／10名

私は11月9日の大会式典・記念講演(長良川国際会議場)、大懇親会(岐阜都ホテル)に参加しました。この青年の集いで、一番気になるのは租税教育活動プレゼンテーションです。他の単位会の取り組みが様々あり興味深いです。自分が租税教室を行う時の勉強にもなります。但し、プレゼンテーションは前日にありますから、式典にて発表される最優秀単位会の事例発表しか見れないのが残念でした。

今回は金沢法人会の「税の使いみち総選挙2018～繋がる租税活動」が最優秀単位会に選ばれました。簡単に説明しますと、授業で税の使い道をそれぞれ考えます。宿題としてその政党名を家の人と考えます。10名の政党を代表に選考し、児童がアピール、講演会を兼ねた総選挙を実施して、グランプリを決めるというものです。私にとっては思いもよらなかったアイデアでした。

記念講演は、国際開発親善大使として海外を視察されている紺野美沙子さんが講演され、大懇親会は美川憲一さんによる歌謡ショーがあり、大いに盛り上がりました。

私はこの全国青年の集い、2005年の石川大会から何回か参加いたしました。今回で青年部卒業となり最後の参加となりました。

次回は2019年11月7日(木)・8日(金)大分大会です。まだ青年の集い全国大会に参加されていない方、今から予定しておいて、是非参加しましょう。必ず自分のプラスになりますよ。

青年部会監事 松本 浩一



消費税軽減税率制度及び事業承継税制・ダイレクト納付説明会

消費税軽減税率制度及び事業承継税制説明会に参加しました。

消費税の軽減税率制度については、弊社は全く関係ないかと思いましたが、贈答品の食品等関わる部分があり、よく理解出来ました。

事業承継税制については改正が多くあり、この説明会に参加しなければ分からないところでした。

また最後に、納税証明書のオンライン請求及びダイレクト納付についての説明がありました。

税制については、改正や新しい制度がこれからも出て来ます。

このような説明会を活用して、常に現状の税制を理解することが大切だと思います。

理事 松本 浩一

■ 実施日／平成30年9月21日
■ 場 所／ホテルセンチュリー21広島
■ 出席者／65名
■ 講 師／広島南税務署担当官

■ 実施日／平成30年9月26日
■ 場 所／江田島市農村環境改善センター
■ 出席者／24名
■ 講 師／広島南税務署担当官
江田島市商工会経営支援課担当官



「江田島会場」…消費税軽減税率制度



「広島会場」…事業承継税制



「広島会場」…ダイレクト納付

租税教室

■ 実施日／下記記載
■ 場 所／下記記載(表示学年以外は小学6年生対象)

実施日	学校名	参加人数	講師(順不同・敬称略)	講師補助
平成30年 7月4日	切串小学校(江田島)	11名	扇谷 泰彰、出木谷 秀雄	5名
平成30年 7月6日	青崎小学校	68名	高山 薫、松本 浩一、山部 晃路、穂積 卓	3名
平成30年11月15日	広島市立特別支援学校	高3 7名	厚井 次郎	6名
平成30年12月5日	広島市立特別支援学校	高2 24名	松本 浩一、穂積 卓	4名
平成30年12月10日	元宇品小学校	10名	高山 薫、厚井 次郎	2名

平成30年度の租税教室がスタートしました。本年度は税務署並びに協力団体と連携し、管内全部の小学校での授業開催を予定しており、税務署並びに協力団体合わせると23校1,223名の児童に授業を開催する予定です。

本年度は各学校の要望に応え「ラップだ税」とともに、江田島市での租税教育イベントで活用した「税金クイズ」を行い、児童が興味を持ち、講師とコミュニケーションがとれる授業を行っています。



切串小学校



青崎小学校



広島市立特別支援学校



元宇品小学校

文化財を訪ねる

江戸時代の広島城下の町並みと 当時の生活を伝える絵屏風



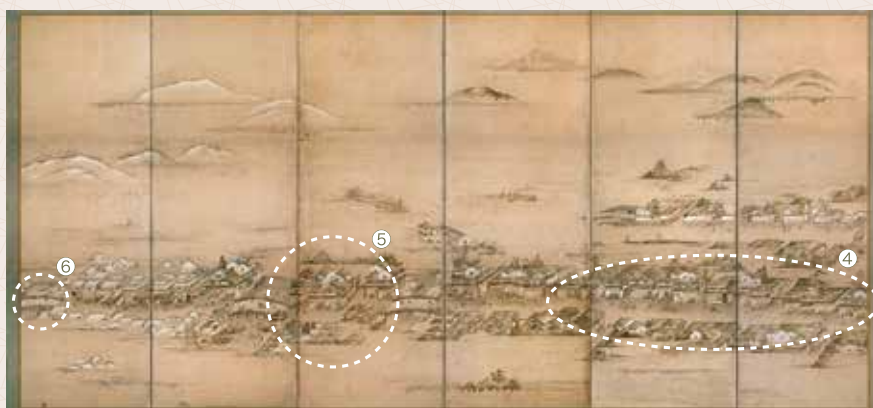
市指定重要有形文化財
広島城下絵屏風
(ひろしまじょうかえびょうぶ)

〒730-0011
広島県広島市中区基町21-1



広島城下絵屏風 右隻(広島城所蔵)

城下町の入口であった猿猴橋(①)から城に至るエリア。季節は東(右側)から春・夏。中央の橋が京橋(②)、堀の右手前に胡神社(③)がある。



広島城下絵屏風 左隻(広島城所蔵)

広島城から西端の天満橋(⑥)。季節は秋・冬。城の南側にずらりと並ぶのが現在の本通り商店街(④)。橋と橋の間が平和公園周辺(⑤)。

江戸時代中期の文化年間(1804～1807)の頃に描かれたと推定される広島城下の様子を克明に伝える絵屏風。作者や由来は明らかではないものの、このような絵画類がほとんど残っていない広島にとっては、美術的にはもちろん、歴史的な資料としても大変貴重なもの。江戸時代の城下町広島の様子を知ることができる数少ない資料の一つとなっている。

絵屏風には、城下の本通りであった西国街道の、猿猴橋から天満橋に至るまでの様子を、東から春夏秋冬に分けて描写。京橋町、橋本町、胡町、堀川町、中島本町、堺町など、今でもなじみのある名前の町に、魚屋、骨董屋、だんご屋、畳屋、紙屋など商家がずらりと立ち並び。それら商家は屏風の中央よりも下側に描かれ、その上には武家屋敷が並び。

当時の地形や町の様子がわかる点も興味深い、さらに注目したいのは、絵屏風の中に描かれた337人の人々と18匹の動物たち。従者を従え馬に乗って行く武士、天秤棒を担いだ振売り、遊んでいる子ども姿や、店先で商う人の姿なども丁寧に描写され、当時の人々の生活の様子が感じ取れ、見ていて飽きない。

保管されているのは広島市郷土資料館だが、広島城にはレプリカが展示されており、天守閣第二層の展示システムで高精細画像を解説とともに見るできるようになっている。



絵屏風は、広島市郷土資料館で保存されている。
南区宇品御幸2-6-20
☎082-253-6771

◎広島市役所からのお知らせ◎

【給与支払報告書の提出等について】

平成30年中に給与の支払をされた法人・事業主の方は、平成31年1月31日(木)までに、給与支払報告書(個人別明細書と総括表)を提出してください。

このうち、「個人別明細書」は、平成31年1月1日に広島市に住所がある方で、平成31年1月1日現在において給与の支払を受けている方又は平成30年中に退職された方で給与支払金額の合計が30万円を超える方(アルバイトなどの短期就労者も含む。)について1名につき2枚、「総括表」は広島市に提出される個人別明細書の人数等を記載したものを1法人・事業主につき1枚、それぞれ作成していただくものです。

※広島県内全23市町では2020年度から、納税者間の公平性、納税者の利便性等を確保し、納税忘れなどを防ぐため、従業員の個人住民税は原則全て特別徴収(給与天引き)となります。事業主の皆様による特別徴収は法律上の義務ですので、ご理解・ご協力をお願いします。

○提出先・お問合せ先 広島市役所財政局税務部市民税課市民税係(TEL 082-504-2089)

【償却資産の申告について】

事業を営んでいる方で、平成31年1月1日現在、広島市内に固定資産税の対象となる償却資産(事業用資産)を所有している方は、資産の種類・取得価額・数量等を記載した償却資産申告書を作成し、平成31年1月31日(木)までに提出してください。なお、複数の区に償却資産を所有している方は、資産の所在する区ごとに申告書を作成し、提出してください。

○償却資産とは

事業を営んでいる方が、その事業のために用いる構築物(建物附属設備を含みます。)、機械及び装置、工具・器具及び備品などで、土地・家屋以外の減価償却できる資産(自動車税・軽自動車税の課税対象となるものを除きます。)をいいます。

○提出先・お問合せ先 広島市役所財政局税務部固定資産税課償却資産係(TEL 082-504-2127)

※申告書、申告の手引等が必要な方は償却資産係に御連絡ください。

※申告書等の様式は、広島市のホームページ(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>)「平成31年度償却資産申告について」からもダウンロードできます。

☆電子申告をご利用ください☆

広島市では、「eTAX(エルタックス)」(地方税ポータルシステム)を利用し、インターネットによる申告等の受付を行っています。詳しい内容や手続等は、eTAXホームページ(<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。

税 の 告 知 板

2019年1月から

e-Tax は2つの方式がご利用いただけます！

マイナンバーカード方式

用意するものは、次の2つ！

- ①マイナンバーカード
- ②ICカードリーダーライター

- ・マイナンバーカードを利用して、e-Taxで申告できます。
- ・既にe-TaxのID(利用者識別番号)を取得している方もID・パスワード(暗証番号)が不要になります。

ID・パスワード方式

用意するものは、次の2つ！

(ID・パスワード方式に対応した)

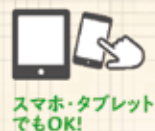
- ①ID(利用者識別番号)
- ②パスワード(暗証番号)

- ・国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。
- ・ID・パスワード方式は暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

IDとパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

国税の納付は、ダイレクト納付をご利用ください

徴収高計算書データの送信に電子証明書やICカードリーダーライターは不要です。また、ダイレクト納付にも、電子証明書等は不要なので、源泉所得税を納めている方に、特におすすめです。



スマホ・タブレットでもOK!



第10回

税に関する 絵はがきコンクール

広島南税務署管内の広島市内

表彰式 平成30年11月17日
場所 イオン宇品店

作品展示 平成30年11月8日～18日
出品作品数 809作品

会長賞 竹元 紫凜(皆実小)



署長賞 三次 桜待(宇品小)



- ・銀賞/江角 健人(翠町小)
- ・銀賞/永易 璃子(比治山小)
- ・銅賞/小島 柑南(仁保小)
- ・銅賞/泉 千陽(皆実小)
- ・銅賞/直弘 流依(宇品小)
- ・銅賞/田中 愛奈(広島大学附属東雲小)
- ・入選19名

女性部会長賞
佐々木 萌寧(仁保小)



金賞 志間 海斗(翠町小)



江田島市内

表彰式 平成30年11月18日
場所 藤三江田島店

作品展示 平成30年11月9日～19日
出品作品数 134作品

会長賞 住田 莉音(大古小)



署長賞 川本 功輝(大古小)



- ・銀賞/向井 有沙(江田島小)
- ・銀賞/三宅 夏鈴(鹿川小)
- ・銅賞/江郷 颯(大古小)
- ・銅賞/西崎 旬(鹿川小)
- ・銅賞/津川 心(中町小)
- ・銅賞/米田 蒼空(中町小)
- ・入選13名

金賞

徳永 悠衣(鹿川小)



女性部会長賞 中曾 芽衣(鹿川小)



広島南税務署管内の小学6年生の児童を対象にした「税に関する絵はがきコンクール」の表彰式並びに全応募作品の展示を各会場にて行いました。
今年は19校から943作品の応募があり、多くの力作の中から広島南税務署管内の広島市内から29作品、江田島市内から23作品が入賞となりました。



申告納税制度の普及発展等を通じて納税道義の高揚に顕著な功績を挙げられた方々に表彰される納税表彰を、広島南法人会から7名の皆様が受賞されました。

【税務署長表彰】

・大中 恒男……………会長/㈱オオケン
※前列右から3番目

・福本 亨……………常任理事/㈱広島港湾造船所
※前列左から3番目

・松本 浩……………理事/㈱松本組
※前列左から2番目

・佐々木 早苗……………女性部会部会長/佐々木順建設㈱
※前列右から2番目

【税務署長感謝状】

・三桝 賢吾……………青年部会副部会長/ダイコーフーズ㈱
※2列左から4番目(代理出席)

・出木谷 秀雄……………青年部会理事/㈱江田島造船所
※2列右から3番目

・田辺 眞理子……………女性部会副部会長/田邊電業㈱
※2列左から3番目



100年前の ひろしま

大正四年四月
御幸橋一字品線
開通を祝う花電車

大正元年(1912年)に、広島駅～相生橋間、紙屋町～御幸橋間、八丁堀～白島間が開業した広島電鉄。また、大正4年(1915年)4月4日から紙屋町周辺と宇品周辺で開催された「広島県物産共進会」という博覧会に向けて宇品線が運行を開始。博覧会に間に合うよう急いで工事を進めたため、京橋川をまたぐ御幸橋は、建設を後回しになりました。御幸橋の電車専用橋が開通して、広島駅～紙屋町～宇品間や己斐～宇品間が直通で

運行されたのは、その4年後でした。

当時の電車開業日には神事を行い、花電車を走らせました。沿線は電車を一目見ようと多くの人が集まったといいます。近年の「花電車」と言えば、カープ三連覇を祝した「セ・リーグ優勝記念 花電車」が記憶に新しいところ。昔も今も、人々の注目を集め、喜びと活気を広島の町に振りまきながら走る存在と言えます。

あれ
これ

平成31年度税制改正に関する提言(要約)

《基本的な課題》

1. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○政府は、プライマリーバランス黒字化目標の達成時期を2025年度に大幅延期したが、2022年から団塊の世代が75歳の後期高齢者に入り始めることなどを考えれば、それまでに黒字化を達成しておくことが極めて重要になる。

(1) 2019年10月の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2) 政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1,6兆円(社会保障費1,5兆円、その他0,1兆円)程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

(5) 国債の信託が揺らいで場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障給付費は公費と保険料で構成されている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないと持続可能な社会保障制度は構築できない。

○社会保障の基本的あり方は、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。その意味で、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者において負担能力に応じた公平性を原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的な子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

○行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず随より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。にもかかわらず、政府・議会とは国民の信頼を裏切るような事態に陥っているのは残念でならない。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い、成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。

(1) 現在施行されている「消費税軽減税率対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

なお、消費税率引き上げによる駆け込み需要と反動減による景気変動を抑制するための方策として、「消費税還元セール」等の表示を可能とすることが政府で検討されている。これは消費税の適正な転嫁に関わるだけでなく、中小企業に対して本体価格の引き下げを要求されかねない等、影響も大きいことから慎重な検討を求める。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3) 軽減税率制度を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないよう努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

5. マイナンバー制度について

6. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○OECD加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっており、依然として我が国の水準は高い。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成31年3月31日まで)

ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長

する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得

金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用

件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新

など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。な

お、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることか

ら、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長すること。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を 拡充したうえ、「中古設備」を含める。

なお、中小企業投資促進税制の上乗せ措置として 平成29年度に改組された中小企業経営強化税制 について、事業年度末が迫った申請の認定に当たっ

ては弾力的に対処すること、及び適用期限(平成31年3月31日まで)を延長すること。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特 例については、損金算入額の上限(合計300万円) を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考

える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事者を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求

められる。

(2) 相続税・贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるように以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平 成29年以前の制度適用者に対しては適用要件を 緩和すると配慮すべきである。

② 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向 けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度 を適用するためには、5年以内に「特例承継計画」を 提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれか ら事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業 にとっては時間的な余裕がないこと

等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮す べきである。

③ ふるさと納税制度にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり真の地方活性化にはつながらない。そもそも住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。

○地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとの指摘が多い。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根ざした技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集約的に取り組む必要がある。

(2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図ると、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行政財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイルズ指数(全国平均ベース)が改善せず高止まりしており、適正な水準には是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会も、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日常制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～32年度)」も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

○熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復興・復興の実現等に向けて早急に取り組まねばならない。

○熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復興・復興の実現等に向けて早急に取り組まねばならない。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 租税教育の充実

《税目別の具体的な課題》

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充

(1) 役員給与は原則損金算入とするべき

(2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

2. 公益法人課税

所得税関係

1. 所得税のあり方

(1) 基幹税としての財源調達機能の回復

基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

(2) 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

(3) 個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

(1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。

(2) 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

(1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

(2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

(3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。

(4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

(5) 国土交通省、経済省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 事業所税の廃止

事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

3. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

なお、平成36年度から森林環境税の課税が開始される予定であるが、現在、各府県で導入している森林環境税等を目的とした超過課税と二重課税とならないよう配慮するとともに、真に必要な事業に促進を限定すべきである。

4. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

その他

1. 配当に対する二重課税の見直

2. 電子申告

「平成31年度税制改正に関する提言」につきましては、公益財団法人全国法人会総連合のホームページをご覧ください。
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

全法連

検索

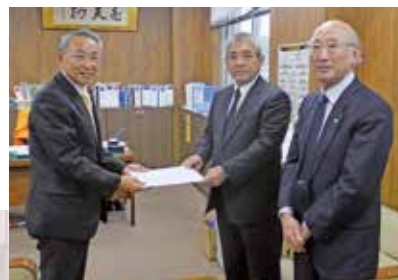
平成31年度 税制改正に関する提言活動

- 実施日／平成30年12月6日
- 場 所／江田島市役所、江田島市議会

全法連では、毎年法人会会員の税制に関する要望や意見をまとめ、政府、政党、関係省庁に対して建設的な税制改正要望活動を行っています。

本年度は、大中会長・桜井税制委員長により江田島市長並びに江田島市議会議長へ平成31年度税制改正に関する提言活動を行いました。

明岳周作江田島市長並びに林久光江田島市議会議長と面談し、税・財政改革のあり方や経済活性化と中小企業対策について説明し、提言書を手渡しました。



明岳江田島市長(左側)

林江田島市議会議長(左側)

広島国税局長講演会

広島近隣6法人会で開催している「広島国税局長講演会」を開催しました。

日本経済社会の動向について、「人口動向について」や「中国地方の観光について」お話をされ、また「税制の動向」として平成30年7月に発生した西日本豪雨災害への特例措置や中小企業の事業承継をスムーズにすすめるための「事業承継税制」の改正、平成31年から適用が開始される「消費税軽減税率制度」についても理解を深めてほしいとお話されました。

毎年、その時々のお話のお話が聴講できる講演会となっていますので、皆様も機会があればぜひ聴講いただきたいと思います。

- 実施日／平成30年11月19日
- 場 所／リーガロイヤルホテル広島
- 出席者／173名(内南法人会24名)
- 講 師／広島国税局長 松浦 克巳 氏
- 演 題／「経済社会と税制の動向」



会社と従業員を守る防災・減災研修会

- 実施日／平成30年11月12日
- 場 所／ホテルセンチュリー21
- 出席者／29名
- 講 師／広島市防災士ネットワーク 代表世話人 柳迫 長三 氏

あらためてその破壊力の大きさに衝撃を受けました。3.11 東日本大震災。巨大な津波を引き起こした各地の激しい地震の映像で研修は始まりました。

当日は、広島市防災ネットワークの代表世話人、柳迫長三様を講師にお招きし、様々な自然災害に対して「自分の命は自分で守る」ことが必然であり、そのための情報収集と事前準備の重要性等を解説いただきました。

各テーブルにおけるディスカッションを通じて「会社と従業員を守るため」にどうしたらよいのか、その指名感を共有できた貴重な時間となりました。

総務委員 厚井 次郎



本橋麻里 講演会

平成30年10月17日(水) グランドプリンスホテル広島
参加者/510名

「夢はかなう」

マリリンの愛称で親しまれる本橋麻里さんの現在の肩書は、一般社団法人 ロコ・ソラーレ代表理事及びカーリングチーム「ロコ・ソラーレ」GM。ロコ・ソラーレは、「ローカル」と、「常呂っ子」から「ロコ」+イタリア語で太陽を意味する「ソラーレ」から。



トリノ、バンクーバー、平昌と三度のオリンピック経験を持つ本橋さん。出場選手しか知り得ない選手村の環境や、閉会式の様子など興味深い話もありたくさん。



最初に挨拶に登場した大中会長。西日本豪雨災害で被災された方へのお見舞いを述べた後、本橋さんを紹介。平昌オリンピックでは、カーリングのフェア精神に感動し、日本チームに力づけてもらったと語りました。

平成30年10月17日、グランドプリンスホテル広島にて、平昌オリンピック銅メダリスト本橋麻里さんの講演会が行われました。「そだねー」「もぐもぐタイム」などの流行語も生み、多くのファンを作ったカーリングチームの話を知りたいと、クライマックスシリーズ初日にもかかわらず多くの人が集まりました。

紹介の後、登壇した本橋さんは、テレビで見るとの素敵な笑顔。自身のカーリングとの出会いから、選手としての経験、地元チームを立ち上げてから現在までを語ってくれました。

特に印象的だったのは、二度のオリンピックを経験後、帰郷を決意した時のこと。子どもの頃からカーリングに親しむ地域に、当時国内トップチームで全国の精鋭を支える「チーム青森」のような環境が作れないかと奔走。自らスポンサー集めに企業へ足を運び、選手の仕事や活動支援をお願いして回ったそう。そうした地域の支えや、チームの技術とコミュニケーションスキル向上の取り組みが奏功し、平昌への切符を獲得。その後の活躍は皆が知る通りで、今やカーリングは常呂町の活性化の大きな力に。

「地域がスポーツを支え、スポーツが地域を元気付けるという理想を、最も良く実現しているのがカープと広島」との言葉も印象的でした。

講演後の質疑応答では、「そだねー」が聞きたいとのお願いも。「方言っていう感覚がなくて」と照れながらも生「そだねー」を聞くことができました。



講演会の最後に、本橋さんから絆なプレゼント。会場に来ていた子どもたちを壇上に招き、オリンピックメダルを持たせてくれました。「嬉しい」「重たい」と喜ぶ姿に、会場中があたたかい雰囲気。



【本橋麻里プロフィール】 北海道北見市(旧常呂郡常呂町)出身。12歳の時にカーリングを始め、高校卒業後「チーム青森」に加入。トリノオリンピック7位入賞、バンクーバーオリンピック8位入賞を経て帰郷。地元チーム「ロコ・ソラーレ」を立ち上げ、平昌オリンピックではチームキャプテン・リザーブとしてチームを支え、日本のカーリング史上初となる銅メダルを獲得。一児の母。

(有)シンド

広島市南区東雲1丁目14-15
TEL/082-281-0212

南法人会との関わりも深い正治さん(左)から、バトンを引き継いだ孝次さん。「お世話になった南法人会の皆様には特にサービスさせていただきます」。



代表取締役 穴戸 孝次さん

車に関するあらゆる相談役として 信頼と技術の歴史を受け継ぐ



業界で、高い技術が知られる孝次さん。ドレスアップの雑誌で連載を掲載したり、手がけた車がカレンダー写真に選ばれるなどの実績を持つ。



孝次さんのひいおじいさんが作った国産バイクSSD号は、産業博覧会で奨励賞を受賞。穴戸の名に恥じない商品を」とのポリシーを受け継ぐ。

大正時代に創業し、日本最古のオートバイの一つを開発したことで知られる「穴戸オートバイ」の歴史を受け継ぐシンド。東雲に工場を構え、3代目の正治さん(南法人会理事)の時代までは、マツダの部品を手掛ける鉄工所としても知られてきました。

そんな家系に育ち、車好きだった孝次さんは、車のドレスアップの腕を磨き、その道ではちょっと知られる存在に。4代目を引き継いだのを機に、これまでの技術とネットワークを活かし

て、新車・中古車販売、修理、板金塗装まで、車に関するあらゆるサービスを提供する会社へ進化させました。

モットーとして掲げたのは、5つの“P”、(Pride, Policy, Passion, Play, Price)。「信頼を受け継ぎ、より地域の方々のお役に立ちたいと考えていますので、車に関することなら何でも一度お気軽に相談してみてください」。



周辺環境が変わった今も、東雲で地域のお客様の相談に応じている。

ニューワールドツーリスト 中国観光(株)

広島市南区京橋町1-2-6F
フリーダイヤル/0120-715-714

「大手にはできないニッチな対応で、地域の人たちに愛されてきました。これからもお役に立っていききたいです」



代表取締役 河本 文夫さん

JR発券装置を備え 出張、個人旅行、団体旅行に対応



広島駅前、新京橋ビル6Fの本社営業所。9:30~18:00、土・日・祝日定休
☎ 0120-715-714



本社営業所は、駅前大橋前のビルにあり便利。

合同庁舎旅行センターも一般利用可。10:00~18:30、土・日・祝日定休、☎ 082-502-7711

昭和30年に、駅長クラスの国鉄退職者の受け皿として発足した防長観光鉄道旅行会社が前身。昭和39年に社名を「ニューワールドツーリスト中国観光株式会社」に変更し、本社を広島市に移転しました。

大手旅行会社では行き届かない、きめ細かい対応が好評で、地域の町内会やグループ旅行、社員旅行などの依頼が多数。毎年同社の添乗員と一緒に旅行することを楽しみにしている常連ファンも多いそうです。

全国でも限られているJR発券装置を備えており、出張や個人旅行などのJRチケット手配の需要も。電話予約をしておけば、駅の窓口には並ばなくても切符が入手でき、重宝されています。

店舗は広島駅前のビル6Fと、合同庁舎3号館地下1Fにあり、どちらも営業時間内は利用可能。旅や出張に上手に活用してください。

きてみんなさいや

平清盛の愛娘、天女姫の伝説と 古き良き町並みが今も残る町

平清盛の娘、天女姫を祀った「疱瘡(ほうそう)神社」がある広島市南区の堀越周辺は、知る人ぞ知る平清盛ゆかりの地なのです。姫の母は、牛若丸こと源義経の母であり、後に清盛の側室となった常盤御前(ときわごぜん)。絶世の美女とうたわれた母の美貌を譲り受け、その名の通り、天女のように可愛い娘に成長した姫を、清盛はことのほか可愛がったといわれます。

しかし、年頃になると当時不治の病として恐れられていた疱瘡(天然痘)に罹患。清盛は全国の名医を集めたものの効果がなく、この上は平家の守り神にすがるとしかないと、姫を連れて厳島神社に参拝。しかし祈願の甲斐なく、帰路に病状が悪化し、14歳の若さでこの世を去りました。

悲しみにくれた清盛が、その亡骸を埋葬する場所を神に伺い、お告げのあった場所に亡骸を葬り祀ったのが、今の「疱瘡神社」と伝わっています。

さらに清盛は姫が眠る地が狼や狐に荒らされてはいけなと考え、向洋半島の付け根部分を掘り切って海水を引き込み、疱瘡神社一帯を島にしまいました。これが「堀越」の地名の起こりなのだとか。

そのほかにも国道2号線の船越橋から見える、清盛が月見をしたといわれる「月見岩」や、堀をつくる作業の人々の飲料水用に清盛が掘らせたと伝わる井戸なども残っています。その後も港町として栄え、町並みの各所に残るさまざまな時代の遺構を、狭い路地に迷い込みつつ訪ね歩いてみませんか。

伊藤博文も訪れた、明治11(1878)年ごろの伝統ある日本家屋「澤田家」。祖先の七右衛門は仁保嶋村向洋の村長だった人物。



[広島市南区堀越界隈]



明治後期に製塩業を営んでいた黒田弥吉郎氏が、朝鮮半島から仏像を持ち帰り安置した「六角堂」。当時は灯台でもあった。



堀越公園に、天女姫伝説について詳しい看板が立てられている。町歩きの前にチェックを。



どこか懐かしい遊具が残る「堀越公園」は、今も子どもたちの遊び場。



清盛が掘らせたといわれる「本川井戸」のそばにある、樹齢100年以上の大銀杏。幹周りは4mもある。



昔ながらの木の電柱が今も現役。昭和に帰ったような風景。



一昔前まで日常に溶け込んでいた手押しポンプ。若い人には『となりのトトロ』でおなじみ？



珍しい3階建ての蔵(左)は、港町として栄えた当時の豊かさを今に語り継ぐ。廃船になった船の板を家壁として再利用した「舟板の壁」からも、かつての港町の面影が感じられる。舟板は水に強く、家を保つのに重宝された。



明治15(1882)年に、住職をもたない「向洋説教場」として設立された「光洋寺」。



波静かな入江には、かつて多くの小舟が停泊しており、今も古い雁木が残っている。

今は遊漁船が停泊するポートプールの一角には、仁保への渡し船「下の渡し」が着いていた。



私のお宝

シリーズ 32

あなたにとっての大切な宝物って何ですか？広島南法人会の会員企業の方々に登場いただき、その“お宝”にまつわるエピソードや思い出を語ってもらうコーナーです。

手帳

牛尾雄史
株式会社メイワ



アブラック募集代理店として、広島南法人会の担当を務める牛尾さん。五日市コイン通りにある店舗では、所長として社員をまとめつつ、地域のお客様への対応と顧客訪問、アフターケアまで真摯に対応しています。

仕事はもちろん家庭のスケジュール管理にも役立てる手帳を、自己実現の指針にも

様々なお客様の保険の相談や資産管理に対応する牛尾さんが、手帳の使い方を見直したのは、2人の子どもを持ち、奥様が仕事に復帰するタイミングでもありました。家事や保育園の送迎など、今まで以上に協力が必要となり、時間の使い方を見直すように。

手帳には、マンスリー、デイリーの予定を書き込み、優先順位を確認。時間を何に使ったのか一目でわかるようにして、隙間時間の有効活用に活かしました。

仕事に関しては売上目標や達成状況の管理が手帳を見ればわかるようにして、業務に必要な資料も挿入。プライベートに関しては、友人家族とのバーベキューなどの予定を書き込み、家族サービスもこまめに実現しています。

「最初のはがちがちに書き込んでいたのですが、達成できないと却ってストレスになってしまったので、項目を絞り込み、

シンプルにつけて余裕を持たせるようにしました」という手帳は、仕事とプライベートの短期・長期の自己実現の指針に。手帳を通して得たコツを日報にも取り入れ、従業員とのコミュニケーションにも役立てているそうです。



仕事においてもプライベートにおいても、欠かせないパートナーとなった、オンリーワンの手帳。

腕時計

灰田幸一郎
株式会社灰田プレス販売



店頭に掲げる看板は「中国新聞仁保販売所」。灰田さんは祖父の代から続く、新聞販売所の3代目所長。昔からの住民が多いエリアで、新聞を待つ高齢者から「おじいさんにそっくり」と声をかけられることもあるそうです。

社会人になって初めての給料で買い20年腕になじんできた相棒

「お宝をと聞かれて、これしか思いつかなくて」と、灰田さんが机の引き出しから取り出して見せてくれたのは、針が壊れた腕時計。

「社会人になって、腕時計くらい必要だと思って、最初もらった給料で買いに行った腕時計なんです。高いものでも何でもないので、ずっとはめていたら、すっかり馴染んでしまっ」

途中で何度も電池を交換してずっと使い続けてきましたが、20年を過ぎたある日、ついに電池を変えても動かないように。

「時計屋さんに見てもらったら、古い時計だか

ら、修理代ががると。聞いたら、当時2〜3万円くらいで買ったと思うのですが、それと同じくらいかかると言われて、諦めて新しい時計を買ったんです」

それでも捨てられずに、机の中に入れていたところ、まるで自分の寿命を悟ったかのように、いつの間にか針も取れていました。

しかし灰田さんも、新しい時計がどうも腕になじまないの、お金をかけてもまた修理して使おうかな、と考えているそう。

なかなか20年使い続けられる物がない時代。長く大切にされ、これからさらに年月を刻もうとしている時計は、とても幸せな「お宝」と言えそうです。



当初は別の会社にサラリーマンとして勤め始め、やがて家業を継ぐようになった灰田さんの半生と共に歩んできた腕時計。

会員企業のお店 & スポット

どうせ行くら、会員企業のお店！広島南法人会会員が経営するお店やスポットを紹介するコーナーです。皆さん、ぜひ利用しましょう。



イタリア料理ソッジョルノ

Soggiorno

所 中区小町1-20-1F

営 11:30~15:00、17:30~22:00

休 月曜定休

☎ (082) 255-3344

Menu

パスタランチ…980円～

丸ごとコース(ディナー)…4,800円

お弁当 …1,620円～(10個以上の注文で配達も)

「カラダにやさしく」をテーマとしたイタリアン旬の新鮮野菜と自慢の自家製生パスタを



コース料理では、目にも幸せな多彩な料理を提供。モチモチの自家製生パスタはいろいろなソースとの相性も楽しんで。石窯で焼き上げるピッツァもぜひお試しを。



ゆったり過ごせる心地の良い店内。プライベートな空間を満喫できる隠れ家ロフト席やくつろぎ個室も。

同店のこだわりは、添加物・化学調味料を使用せず、あっさりとした“カラダにやさしい”イタリア料理。関係の深い知的障害者施設の利用者たちに育ててもらう旬の新鮮野菜や、イタリア直送の小麦を毎日店で捏ね上げる自家製生パスタが自慢です。

夜のお勧めは、前菜から魚料理、肉料理、ピッツァ、パスタ、ドルチェまで、料理長こだわりの味が楽しめる「丸ごとコース」。記念日への対応や、人数に応じた貸し切りパーティなど、細やかな心遣いで応じてくれます。差別化を感じさせるお弁当も、会議用のニーズなどが多く好評。お弁当は6個から2日前までの注文で受付けています。

三井ガーデンホテルの平和大通り対面に立つ、ちょっと隠れ家的雰囲気のあるイタリアンレストラン。昼はカジュアルなランチスポットとして、夜は単品とお酒を気軽に楽しむ人から、記念日のディナー、ちょっとした集まりまで、様々な利用者で賑わいます。



ラグーン

炙焼 楽群 LaGoon

所 南区元宇品町2-22

営 17:00~24:00(年中無休)

休 土・日・祝日のみ11:30~15:00も営業

☎ (082) 256-2941

Menu

国産黒毛牛カルビ…790円

炙り肉寿司三種盛り…720円

宴会コース(飲み放題100分付)…5,000円～

非日常的な空間ごと楽しむ焼肉店肉も野菜も地産地消にこだわった逸品を



福山市にある契約牧場の和牛、熊野ファームの契約農園の新鮮な有機野菜など、こだわりの食材を炭火で。肉の部位、サイドメニューやデザート、ドリンクも豊富で、あらゆるニーズを満足させます。



貸切できるフロア、個室、カップルに好評のソファ席など、席種も多彩。ビー玉のウェディングテーブルは子どもたちに大人気。

のこだわり。

食材も確かなものをそろえ、特に契約牧場の和牛は自慢の逸品。家族やグループ、もちろんデートでも、美味しいお肉と特別な時間を心ゆくまで楽しみたいお店です。それから男性の皆様は、ちょっと驚くような御手洗いもぜひチェックしてみてください…。

元宇品の目を引く焼肉店「楽群」。和風の門を通り庭園を抜け、木のくぐり戸の中に踏み入れると、現代と過去が融合した空間が広がります。これは「宇品まで足を運んでくださったお客様に、美味しい食はもちろん、非日常的な雰囲気も楽しんでほしい」というオーナー名越さん



こだわり食材は C&E グループ各店でもいただけます

- イタリア食堂 MALE
南区元宇品町 2-22 ☎ 082-253-5588
- 炭焼 楽月 La-moon
中区三川町 1-7 ☎ 082-543-2941
- にくバル パライソ
中区大手町 2-1-9 ☎ 082-545-8614

チャリティーバザー

■ 実施日／平成30年10月20日

■ 場 所／ユーティー宇品サービスステーション(鳥井油業(株))

昨年に引き続き、鳥井油業(株)様のご協力をいただき、ガソリンスタンド「ユーティー宇品サービスステーション」にて開催しました。

秋晴れの中、開店前からお客様が列をつくれ、お昼前には商品がほぼ完売する盛況ぶりでした。

売上金189,286円は社会福祉法人中国新聞社会事業団を通じ「西日本豪雨災害義援金」へ寄付いたしました。

チャリティーバザーにご協力いただきました皆様に深くお礼申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。



チャリティーバザー商品提供団体・法人・個人の皆様

広島南税務署
広島南青色申告会
(有)旭町ガレージ
石橋包装(株)
井住(株)
(有)うしお
(株)エナプラン
胡子自動車工業(株)
(株)江盛
(有)エンゼルキャブ

(株)オオケン
(株)太田花かつお
(株)大畑設備
景山産業(株)
(株)兼正冷熱工業
共栄金属工業(株)
(株)キョクトー
(株)熊本組
(株)久米組
佐々木順建設(株)

(有)シンド
(株)すぎはら
巢守金属工業(株)
(有)大幸塗装
(株)タカケン
(株)高崎モーターズ
田邊電業(株)
(有)長和
(株)東栄汽船(株)
とぎわ不動産(有)

鳥井油業(株)
(株)ナカシマ
(株)南海
浜本工芸(株)
ヒラタコーポレーション(株)
広島信用金庫宇品支店
(株)広島マツダ ボルボ・カー広島大州
(有)政広商店
(株)松本組
みつぎ産業(株)

満長建設工業(株)
(有)武蔵住宅
ムサン電機(株)
(有)みなみ
(株)遊心書道
(株)吉田急配
伊藤 瑞穂
加藤 昌子
中西 平三

租税教育イベント「税金クイズ」

■ 実施日／平成30年10月28日

■ 場 所／海上自衛隊第1術科学校

■ 出席者／14名

秋晴れの中、「西日本豪雨災害」で延期となっていた江田島湾海上花火大会が開催されました。広島南法人会青年部会は、江田島市商工会青年部と協力し、租税教育イベント「税金クイズ&ヨーヨーつり」を出店しました。

開場から多くの子もたちと保護者の皆様に参加いただきました。

ゲーム感覚で、税金を知ってもらふ税金クイズをした後で「ヨーヨーつり」を楽しんでもらうイベントは、大盛況でした。

学校以外の場所での租税教育イベントは、当会にとっても貴重な体験となりました。

今後も色々な形で子どもたちが楽しく参加できる「租税教育」を目指して活動していきます。



ようこそ！広島南法人会へ！

(平成30年7月1日～平成30年11月30日)

支部名	法人名	所在地	電話番号	代表者	業種
出島・似島	(有)五洋海運	似島町字家下185	082-259-2906	増本 太	内航船舶貸渡業
	(株)進藤	出島2-4-22	082-254-2344	進藤 修	不動産管理業
京橋・比治山	(株)エヌ・ティ・ティ・データ中国	比治山本町11-20	082-252-3322	橋口 武人	電気通信事業
段原	(株)日本MG総研	段原3-5-13	082-298-6655	有田 聖	コンサルティング業
仁保・青崎	三輝(株)	仁保新町1-6-23	082-258-5251	竹内 浩高	防水工事業
	(株)サンヨウ	仁保3-4-3	082-259-3008	松岡 洋次郎	職別工事業
	石橋設備工業(株)	青崎2-15-12	082-236-3445	石橋 一成	建設業
賛助	山内弘昭税理士事務所	南区翠5-8-22-201	082-236-7878	山内 弘昭	税理士業
	藤戸工業	南区東雲2-3-36-201	082-282-5807	藤戸 茂幸	建設業
	(株)クルミナント	佐伯区楽々園2-1-38藤井ビル1階	082-924-0255	郷田 洋一	整骨院
	(有)博尚	南区西蟹屋2-1-1植田ビル1階	082-262-9737	木下 隆彦	ホテル業

編集後記

新年あけましておめでとうございます。広報委員を務めさせていただいております味日本(株)の羽根です。

皆様もご存知のとおり、今年は4月30日に現在の天皇陛下が退位、5月1日に皇太子様が新天皇として即位され、新元号に切り替わります。最近何かにつけ「平成最後の」というフレーズがよく使われますが、まさしく本誌(132号)も平成最後の「みなみ」ということになり、そのような重大な回の編集後記を書かせていただき大変光栄に感じます。

さて新元号について政府は、改元1ヶ月前の4月1日以降を公表時期として想定すると方針を決めています。また、頭文字と重ならないようにするため、M・T・S・Hとなる候補は除外する方向で検討しているとの報道もありました。

「昭和」から「平成」になった時に感じた大きな違和感から30年が経過し、次の元号候補についても早くから推測されておりますが、どれが採用されたとしても再び30年前のあの違和感をきっと味わうことになるでしょう。それもまた今年の楽しみのひとつとして、新元号の公表を心待ちにしたいと思います。

味日本(株)ともども、本年も引き続きよろしくお願い致します。

広報委員 羽根 浩昌



会報みなみ／第132号
2019年1月15日

発行／公益社団法人 広島南法人会 (法人番号2240005012709)
住所／〒734-0011 広島市南区宇品海岸1-10-21
電話／082(254)2065 印刷／山部印刷株式会社

謹賀新年

今年も法人会の
福利厚生制度の普及を通じ
会員企業とそのご家族の皆様
に
安心をお届けしてまいります
本年も何卒
よろしくお願い申し上げます

平成三十一年

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック

広島総合支社

〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町7-18 東芝フコク生命ビル5F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

受付時間/9:00～17:00(土日祝日除く)